

会 議 録

会 議 名	第 3 1 期小金井市公民館運営審議会第 1 5 回審議会		
事 務 局	公民館		
開 催 日 時	平成 2 5 年 3 月 1 5 日 (金) 午前 9 時半から 1 1 時半		
開 催 場 所	市役所第二庁舎 8 階 8 0 1 会議室		
出 席 委 員	佐々木委員長 藤井副委員長 山田委員 小島委員 亙理委員 大津委員 立川委員 宮澤委員 神島委員		
欠 席 委 員	佐野委員		
事 務 局 員	大関公民館長 山崎庶務係長 渡辺事業係長 田中主査 松本主査 長堀主査 若藤主査		
傍 聴 の 可 否	可	傍聴者数	2 名
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会 議 次 第	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 三者合同会議小委員会について</p> <p>(2) 公民館事業の報告について</p> <p>(3) 平成 2 5 年度公民館運営審議会日程等について</p> <p>(4) その他</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 科学の祭典について</p> <p>2 協議事項</p> <p>(1) 平成 2 5 年度都公連委員部会委員及び定期総会代議員等の選出について</p> <p>3 審議事項</p> <p>(1) 公民館事業の計画について</p> <p>(2) 諮問事項について</p> <p>4 配付資料</p> <p>(1) 公民館事業の報告</p> <p>(2) 公民館事業の計画</p> <p>(3) 平成 2 5 年度公民館運営審議会等日程</p> <p>(4) 第 1 4 回審議会会議録</p> <p>(5) 諮問関連資料</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 「東児童館業務委託募集要項」</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 児童館の業務運営の簡素効率化について</p>		

会 議 結 果

佐々木委員長 それでは、時間がまいりましたので、始めさせていただきたいと思
います。

最初に、館長、よろしくお願いいたします。

大関公民館長 おはようございます。

まず、本日の欠席者ですが、残念ながら、佐野委員のほうから欠席の
ご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。それと、大津委
員におきましてはご連絡がないので、後ほど来られるのかと思います。

それでは、配付資料の確認と会議録のご承認をお願いします。

まず、事前に配付させていただきました資料として公民館事業の報
告、公民館事業の計画、平成25年度公民館運営審議会等日程（案）、
第14回公民館運営審議会会議録でございます。また、本日配付してお
ります資料は、児童青少年課から情報提供いただきました「東児童館業
務委託について」というA4・2枚つづりのものと、「児童館の業務運
営の簡素効率化について」という児童館運営審議会からの答申書でご
ざいます。

配付資料は以上ですが、ご確認をお願いします。

また、封筒で市民コーラスのつどいの発表会のご案内も置かせてい
たきました。

続きまして、既に皆さん確認済みでございます前回の会議録につつま
してご承認をいただきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

大関公民館長 ありがとうございます。

以上です。

それでは、よろしくお願いいたします。

佐々木委員長 よろしくお願いいたします。

それでは、きょう報告事項と協議事項と審議事項と結構あるんです
が、どうしても最後の諮問事項に時間をとりたいということもあります
ので、前半は効率的に進めてまいりたいと思えますので、よろしくお願
いしたいと思います。終わりのめどは11時ですか。

山崎庶務係長 きょうのこの会議室のご利用は11時半まで可能です。

佐々木委員長 はい、わかりました。それじゃ、よろしくお願いいたします。

1 報告事項

(1) 三者合同会議小委員会について

佐々木委員長 最初に報告事項からいきますが、三者合同会議小委員会についてとい
うことで、藤井委員からよろしくお願います。

藤井副委員長 3月11日に検討委員会をやりました。それで、最終的には5月29
日の懇談会の会場で要望書の案文をメンバー全員に提出していこうと
いう形で、今、松尾先生が今月いっぱいをめどに案文作成中です。来月
から社会教育委員会が事務局になりますので、これをここに提出して、
一応要望書の案文ができ上がる。

それから、中身については、前の創設に向けての文章よりもかなり簡
略化しまして、現状分析なんかもかなり簡素化してつくるようにという
ことで、要は第4次小金井市基本構想を実現させるために生涯学習セン
ターが必要なんですよという内容をその前文に持ってきているという

形で、多分、松尾先生につくっていただけたらと思うんです。それで、この前の公運審の会議でも、情報の信頼性だとか、最新情報をどうするかとかということもつけ加えたいと。それで、行政に求める役割については、支援センターでできれば市役所を定年された方々の再雇用の手段としても使えるんじゃないかということもちょっと書いておいたほうが良いという考えも出てきました。それと、実現のための検討委員会的なものも開催してもいいよということも要望書の中に書き込もうと。

それで、あとちょっと出てきたのは、宛先を市長宛にするのか、教育委員会宛にするのかということも議論になったんですけども、7・3ぐらいで教育委員会宛の要望書ということが出てきていましたけれども、この辺も最終の懇談会で皆さんの声で決めれば良いんじゃないかという内容です。

あとは、要望書提出後の実現に向けての活動をどうしたらいいものかという問題で、これはメリット、デメリットがあって、なかなか難しいんですけども、行政に対してもやろうだとか、それから今選挙なので、今言ってもだれも聞いてくれないでしょうけれども、4月になってから市議員の方々に、こっちのほうがデメリット、メリットが多過ぎて難しいかもしれませんけれども、こういうふうな方法もありますよということも考えたい。

それと、これは非常に悩ましい微妙な点なんですけれども、生涯学習部のスタッフの方々とある程度の水面下での下打ち合わせ的なミーティングというか、会合も数回持ったほうが良いんじゃないというご意見も出ていましたので、この辺も今後の考え方として懇談会の中で発展したいなど。

それと、正式な議決としては、懇談会じゃだめなんですという話が出てきてまして、最終的には11月の合同会議の席上で要望書の中身、活動方針なんかもひっくるめて全員で決議して、正式な要望書として出しましょうということになった。ちょっと間があくんですけども、このときの議論の中で、懇談会の中でも動議として、参加人数によってここで決議をしましょうという動議を出したらどうかということをお前は言ったんですけども、ある方からこれは却下されました。11月ではちょっと間があきますので、何となくと思って出したんですけども、これで最終的には5月の懇談会で出席者の了承を得て直すところは直して、大分先の11月の合同会議の中で最終決議をして、三者の考え方、態度を決めたいという方向で今後進んでいきたいと思えます。

もし何かあれば。

小島委員

ありがとうございます。大筋ではそのとおりでございまして、ただ、議決なんですけど、社会教育委員の会議の正副議長さんが9月で任期が終わるので、5月が三者では懇談会にはなるんですけども、その後の各会議体で議決をしないと9月までの任期に間に合わないという話が出ていたんです。つまり、私どもはこの諮問のことで今すごく忙しいわけですね。押し込めるとしては、7月にすごい短時間でこの内容を議決しなきゃならないという状況が出ているというふうに私はこの間の会議では認識していました。

それで、内容なんですけど、前回お配りしたこれとほとんど似たようなものなんですけど、もちろん情報の更新ということで最新の情報というこ

とも入ってくるんですが、さっき藤井委員がおっしゃられたように、検討委員会の必要性もうたわれるんです。

これは私の個人的な意見なんですけれども、そんなに審議会とか検討委員会が本当に必要なんだろうかということもあって、皆様のほうでそういったことをご意見があれば言っていただきたいなというのがあります。例えば検討委員会を6名で構成したとしても、年間60万円ぐらい予算がついちゃうわけでしょう。そうすると、どうなのかなということも含めてなんです、いろいろな話し合いは多分5月29日の三者の懇談会で練っていくのであろうと思うんですが、大体文面は前回お配りしたこれと似たようなものです。プラスされるものが出るという形ですよ、藤井委員。

藤井副委員長 そうですね。強いて言えば、今の検討委員会をどうしようかという問題が、この前の資料の中ではなかった問題でした。だから、結果が出るまでもうしばらくお待ちいただきたいと思います。

以上です。

佐々木委員長 ありがとうございます。いろいろ盛りだくさんな内容でしたけれども、お聞きになりたいことがあればどうぞ。

さっきの検討委員会というのは、要望案を作成するための検討委員会ということですか。

藤井副委員長 生涯学習センターをつくるための検討委員会というふうに、あのときはそういう形でした。

佐々木委員長 生涯学習センターをつくるための検討委員会？

藤井副委員長 ええ。というのは、多分この要望書を出しても、行政さんから見れば一体どういうものなのかということは、要望書の中からでは細かいところまできてないわけですよ。だから、どういうふうな情報のフォーマットをつくるだとか、ここでは人間なしにはできないので、さっき言ったような形で、要はセンターにこういう人材をつくってもらったらどうかとか、そういうこともかなり内容の具体性を盛り込んだ検討委員会で、市側にご理解願うような形になるんじゃないかと思うんです。

佐々木委員長 要望案を提出した後の活動として検討委員会をつくるということですね。

藤井副委員長 そういうことです。

佐々木委員長 何を検討するかについては、センターをつくるためのという具体的な方向ではないわけですね。

藤井副委員長 いや。この辺のことをもっともっと詳しいことまで考えているんだということ、市の方々に理解してもらうための検討委員会というふうに僕は思うんです。

神島委員 藤井さんと小島さんが出られて、いわゆる小委員会の報告ですから、私どもはとりあえずそれに対して聞く耳を持って、後は次の段階はまたお任せするというのがここでは一番いい、賢明かなと思うんです。それをあれこれ言い合っても時間的にどうなんでしょうかと思いました。意見です。

佐々木委員長 我々の代表で出ているわけなので、今、ここで大事なことについては確認しておかないと。

神島委員 そうすると、検討委員会を持ったほうがいいのかどうかということでしょうか。

佐々木委員長 議論はまたしていただくので、意見があればここで言って、またそっちに伝えていただくということは大事だと思うんです。

神島委員 そのほうがいいですか。

小島委員 ちょっと整理して言いますと、例えば教育長の津幡さん宛に出すとしますよね。そのときどこが出すかということ3つの会議体、つまり社会教育委員の会議、公民館運営審議会、図書館協議会の3つの会議体が教育長宛に出すわけなんです。ですから、お任せするとかというくくりではなくて、三者の会議体の意見ですよという形で出さなきゃいけないので、その辺のところがよく整理されてないと。そういう立場で私たちは藤井委員と小島が出ていますので、お任せではなくて、意見とか質問とか言ってくださいということなんです。

神島委員 方向づけをなんですね、お互いに話し合っつて。

佐々木委員長 そうですね。ですから、ここでこういった疑問がありましたとか、こういった意見がありましたということ率直に出していただいて、また三者の会議に反映させていただければいいのじゃないかな。

藤井副委員長 当然4月にやりますからね。それも最終的には懇談会の席上で挙手を願って、ご質問を出してもらっても結構ですよ。

亘理委員 この間の会議で検討委員会が必要だなという雰囲気になったんでしょうか。その一番大きな理由は何でしょうか。

小島委員 そういう雰囲気ではなかったんです。ある方が検討委員会を要りますと主張しているというふうに私と藤井委員は多分受け取っていますよね。

藤井副委員長 その辺からさっき言った生涯学習部との下打ち合わせも必要じゃないかということところへ発展していったわけですよ。いわゆるロビイ活動と言っていましたね。

小島委員 そう、ロビイ活動。ただ、まだロビイ活動をするまで実は煮詰まっていないというのは、例えば生涯学習を支援するセンター機能を市民との協働で実現に努めるなんてさらっと書いてあるけれども、市民協働って何といった場合、当日会ったメンバーの中で市民協働を一番勉強しているのは多分公運審のメンバーなので、ほかの方はまだはっきりわかってないんじゃないか。わりと簡単に市民協働という言葉が使われているんですけれども、その辺のところも本当はもんでいかなきゃならないので、検討委員会も含めてすぐにロビイ活動をしちゃうというのも私は実は問題ではないかなと思います。5月の懇談会の後のほうがいいんじゃないかと思ったんですが。

佐々木委員長 何のための検討委員会かというのがわからないと。生涯学習センターなのか、センター機能なのかって大きな違いだと思うんです。センターって建物をつくるための検討委員会となれば、それは簡単には「うん」とは言えないものだと思いますし、生涯学習センター機能をしっかりしていこうということであれば、ある程度合意できるものもあるかなということもありますし、何のための検討委員会なのかということもありますし、またつくる時期ですよ。第4次基本計画に反映させるためであれば、どういったスケジュールでやっていくのかとか、そういったことも考えなきゃならないんじゃないかなという気がしました。わかりました。

ほかにはどうでしょうか。よろしいでしょうか。それじゃ、お2人に

はいろいろご苦勞をおかけしますが、またよろしく願いいたします。

(2) 公民館事業の報告について

佐々木委員長 それじゃ、報告事項の2つ目、公民館事業の報告について、よろしく
お願いします。

渡辺事業係長 皆さんのお手元に事業の報告をお配りしてありますので、今回6本の
事業報告なんです、ご指摘事項がございましたらお出しただければと思
います。

藤井副委員長 1つ質問いいですか。ちょっと時間をもらって、今、各分館で事業評
価のテストをされていて、事業評価シートに記入ということ聞いたん
ですけれども、このあたりは公民館側で事業評価シートを作成されて各
分館に配られて、その中で事業評価されているというふうに考えてもい
いわけですか。

渡辺事業係長 大きく分けて2つございまして、公民館だけではなくて全庁的にやっ
ている行政評価が1本ございまして、それから、社会教育法に基づいて始
められた公民館の運営評価というのもございまして、今のご質問は多分そ
ちらの運営評価だろうなと思いますので。こちらは事務打ち合わせで、
まず時間をかけてどういう評価シートがいいのかというのを検討いた
しまして、同じものを使って試行をやってきました。来年度から、試行
が終わりまして、実際のもので始まりますので。やり方としては、まず
行政の内部だけでやるというのではなくて、そのシートをもとに、実際
に準備会等も含めてやった人たちの中で、まず自分たちがやることなん
です。その後、今度は最終的には公民館の運営審議会の方とか、やった
以外の方にも見ていただいてやっていくという方法だと思います。

藤井副委員長 参考のために、評価シートというのは僕ら見せてもらえるわけですか。
渡辺事業係長 それはもうオープンに。

今、手元に持ってきてないんですけど。

藤井副委員長 もしよければ次の会議の添付資料で評価シートを1枚つけておいてく
ださい。

渡辺事業係長 次回にでもそれは提出したいと思います。

藤井副委員長 はい、わかりました。

以上です。

佐々木委員長 じゃ、次回、簡単な説明をいただければ。どの法律に基づくとか、何
の規定に基づいてこれを行っているとかっていうのを全部簡単に書い
ていただければ、またいいと思いますが。

山田委員 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。山田さん、どうぞ。
例えば本町分館の「日本がおかれている国際問題」は参加者も受講者
も多かったみたいなんですけれども、これは一応タイムリーな話題でよ
かったと思います。

あと、結構年配の方向きというのが多いんですけども、音楽は別な
んですけども、地域の問題を公民館で考えるということでは、これか
ら高齢化社会なので、そういうことは地域に密着していいのかなと思
います。

以上ですけれども、あとさっき言った本町分館の国際問題なんですけ
れども、これ、講師の方というのは国際問題研究家となっていますけれ

ども、例えばどっちかの思想に偏っているとかって、そういう方ではないですよ。ちょっと確認だけなんですけど。

田中主査 本町分館、田中です。基本的には普通だと思うんですけども、偏ってはいません。話し方はちょっと右寄りかもしれないですけど。

藤井副委員長 その評価はどこでされるんですか。講師の方の立ち位置というんですか、その方の考え方とか、そういうのは企画実行委員さんが評価されているわけですか。

田中主査 これはうちで呼んでいて、先ほどありましたけれども、事業評価シートを出してあります。それで、「日本がおかれている国際問題」については、評価はほとんどAでした。

山田委員 わかりました。ですから、講師の方の経歴を見れば大体わかると思うんですけど。というのは、以前、私、TPPの問題を国立の公民館で聞いたことがあるんですけども、そのときは元新聞社の記者の方で、一応賛成でもない、反対でもない中立の立場で話しますと本人が自覚して、最初におっしゃって話されたので、中立ということでもいいかなと思ったんですけども、こういうちょっと政治絡みのような問題は中立性ということちょっと考えていかなきゃいけないなと思います。

小島委員 それに関連しての意見なんですけど、実は増山榮太郎さんという人の名前が情報で出たときにいろいろなメールが来まして、当然原発に対する反対のグループなんかメールが飛び交いましたけれども、増山さん自体は時事通信ですか、なんかの記者だった。私の記憶に間違いなければ田中角栄さんの秘書かなんかで。

田中主査 番記者です。

小島委員 番記者だ。ごめんなさい。そういった方なんですけれども、メールが飛び交ったときにとってもいい答えをメールで返した方がいて、とりあえず参加して出てみて、だからそれこそ右の考えでも左の考えでも、よほど困った考え方は困りますけれども、そういう人を呼ぶこと自体、学習の一環だから、出て反論するなりしたらどうかというメールが来たときに私は非常に同感したんです。それで、この感想とかを読んでいると、そんなにみんながつられてどっちの方向にいったという感じはないので、公民館の事業は右でも真ん中でも左でも、よほどの問題がない限り行ってもいいかなとは思いますが。

佐々木委員長 学校教育と社会教育の違いもありますよね。学校教育の場合にはある程度中立性というのは厳密に求められますけれども、社会教育の場合は大人を相手にしているわけですので、ある意味それなりの判断力を前提にして受講しているということもありますので。

渡辺事業係長 事業係の渡辺です。確かにいろいろ市民の方からご意見はいただいておりますが、先ほどの中立という意味は難しいんですけども、公民館としては、これが中立だから、これをやりますということは実はしておりませんで、例えば今のご指摘のTPPの問題とか、領土問題とか原発の問題というのは、はっきり言って意見が分かれています。公民館の場合は、むしろ意見が分かれたこの思想はこういうふうな道筋の考え方でございます、こちらはこういうということをどちらもご紹介して、これが正しいんだよということはおえてこちら側ではお話ししないで、参加者に判断していただくみたいな講座も結構やっておりますが、またこういった場でいろいろご意見をいただきながら、スタンスとしては、こ

れが正しいとか、これが中立だみたいなこと自体が一つの思想ですので、わりにいろいろなお考えを紹介するというくらいでやっているつもりなんです、こういったことでご意見をいただきながらいろいろ考えていきたいと思えます。

佐々木委員長
山田委員

山田さん、どうぞ。

緑分館の食育講座で、募集が25人、受講者が32人、延べ参加者が28人で、ちょっと計算が合わないものですから。延べ参加者32人以上じゃないとまずいのかなと。

若藤主査

誤解を招く標記をしまい、申し訳ございません。コースごとに募集をかけまして、募集は各コース25名でございます。受講につきましては、同時に2コースを申込み方もいらっしやいまして、2コース合計の人数を記載いたしました。(正しくは、受講者数でなくて、申込者数です。)

申込者が各コース16名ずつで合計32名ということです。延参加者28名ですが、これは各コースを合計した人数です。受講者数、参加者数共にコース毎に載せるべきでした。報告書についてはこちらで訂正させていただきます。

山田委員
佐々木委員長

わかりました。

それでは、また後で確認して説明いただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

(3) 平成25年度公民館運営審議会日程等について

佐々木委員長

それでは、報告事項の3つ目に入らせていただきます。平成25年度公民館運営審議会日程についてということで、事務局のほうで願ひします。

山崎庶務係長

この事前送付資料に添付させていただきました。来月、4月から新年度となりますので、年度で会議室を事前に押さえていく必要がございますので、年度の会議等委員の皆さまのご予定に入れていただけるよう(案)を決めさせていただきました。委員の皆様のお仕事等のご都合でまた今後変更することもあることを予めご了解願ひします。

1として、年9回の定例会、2として三者懇談会、これは今年の事務局(図書館)に確認しましたところ、現段階では、日程のみ予定で知らされているとのことでした。3の委員研修等につきましては、例年12月に開催の公民館研究大会が、今年度は現段階では、日程が未定で、1月開催の可能性もあるという口頭での情報が昨日、国分寺市の担当の方からはありました。

いずれも、あくまで現時点での予定です。

以上です。

佐々木委員長

いかがでしょうか。私の日程で申しわけない。第2回の5月24日は23日の午前中に変更していただいたのではなかったでしょうか。

山崎庶務係長

申し訳ございません。そうございました。予約確認表を今、ここで確認できないものですから、会場が正確に申し上げられません。日程のみ、5月は23日(木)の午前中に変更をお願いいたします。確認しまして、会場を含めた訂正後の表を送付させていただきます。

佐々木委員長

日程だけ押さえておけば、また場所は後日の開催通知でよろしいかと思えます。

山崎庶務係長	31期の方の任期が9月8日までとなっていますので、9月の定例会は、次の32期の方の委嘱状伝達式等となります。
佐々木委員長	そうすると、我々は7月26日までですね。
山崎庶務係長	そうです。定例会はそのようになります。
佐々木委員長	そうすると、31期は7月26日までということですね。そうすると、かなり忙しいですね。そうすると、7月26日までに答申と31期の報告もつくるということですね。
山崎庶務係長	前期は、委員会に特別な諮問をしておりませんでしたので、活動報告という形でまとめを作成しました。こちらでつくった委員の方の活動報告と皆さんの感想と、あと委員長がつくられたまとめで合冊していただいていたんです。ですが、今回は市のほうが諮問していますので、その答申を活動報告にかえる形となるのでしょうか。どういたしましょうか。例年よりご負担が多いので、例年いただいている感想は今年は省略いたしますか。答申書に事務局作成の活動報告記録を付けて、活動報告としていただきましょうか。
佐々木委員長	それでは、事務局のほうでつくっていただいたものに我々の簡単な感想文をつけて、前にも31期の活動報告がありましたので、何もないのはちょっと変な感じがしますので、資料をそちらで整えていただいて、また、ご提案いただければよろしいかと思います。
山崎庶務係長	31期の委員の皆様の感想に事務局作成の活動の記録をつけて、今期のまとめという形にさせていただいて、別に答申をご提出していただくことでよろしいでしょうか。ということであれば、次回に活動報告を提案させていただいて、5月までに感想文をいただく形といたしますが。
亘理委員	ちょっと失礼します。3番の委員研修等で東京都公民館連絡協議会定期総会の4月24日なんですが、小金井市市民交流センターとありますが、これは私たち全員が出席するのですか。
大関公民館長	後で議題にもありますけれども、この出席者については、次の協議事項で決めていただくという形になります。
亘理委員	はい、わかりました。
佐々木委員長	三者懇談会の日程は何時になるかは未定ですか。
小島委員	これ、時間は決まっているんですが、部屋がまだ決まってなくて、多分とれるということを書いていましたけれども、今の段階でわかるのは9時半から11時半、この801を予定していますね。変更があればお知らせしますけれども、この間の段階で予定は9時半から11時半、801です。
佐々木委員長	授業があるので前半30分ぐらい出て、ちょっと失礼するかもしれませんが。 ほかにいかがでしょうか。それぞれ一応日程だけ押さえておいていただければなと思います。
(4) その他	
ア 科学の祭典について	
佐々木委員長	それでは、報告事項その他、何か。山田委員、どうぞ。
山田委員	前回の審議会で、三者合同会議小委員会で今年も科学の祭典と一緒に出るか聞いて下さいとお願いしましたが。
藤井副委員長	両方とも出ますと言ってました、図書館も社会教育も。

山田委員 5月10日が申し込みなので、次のお知らせは26日の審議会で出しますということにして、その後、出すということになりますか、そうすると。

山崎庶務係長 科学の祭典の日程は、もう決まっているんでしょうか。

山田委員 9月8日が開催日。5月10日が申し込み締め切りで、その後、詳細内容を6月何日までには出さないといけません。

佐々木委員長 5月10日は参加するかどうかだけですか。

山田委員 そうですね。それと、あと窓口ですね。それで、窓口の人のメールアドレス。今まで私がやっていたけれども、ちょっと32期にかかるとどうするか。誰が窓口になるかを次に話していただきたいのですが。

佐々木委員長 おそらく新しく入った方がいいんじゃないかなと思いますが、それも次、決めたいと思います。

ほかにないでしょうか。

2 協議事項

(1) 平成25年度都公連委員部会委員及び定期総会代議員等の選出について

佐々木委員長 それでは、協議事項のほうに移らせていただきますが、協議事項(1)として平成25年度都公連委員部会委員及び定期総会代議員等の選出についてということをお願いします。

山崎庶務係長 委員部会担当委員は今年度、立川委員にお引きうけいただいたのですが、年度ごとに一度皆さんにお諮りして決定していただいています。代議員については、東京都公民館連絡協議会定期総会の出席をしていただく方ということで、2名公運審から選出していただきます。

もう1点は、こちらに書いてないのですが、実は都公連事務局を今年度本市が担当しましたので、来年度と再来年度の都公連監査担当を、本市の公運審委員からお1人担当していただくことになるそうです。

お役目は、とりあえず来年度については、平成25年度の都公連事務局の決算について、年度末に監査をしていただき、平成26年度4月の定期総会の際に壇上で監査結果の報告をしていただきます。今お決めいただいても、今年の委員の改選で次の任期の方になってしまうのですが、とりあえず選出していただいて、もし改選により変更することがあれば、差しかえという形にどこの市もなるようなので、お願いしたいと思います。

佐々木委員長 そうすると、委員部会委員が1人、代議員が2人、監査が1人、全部で4人ということになりますか。

山崎庶務係長 はい。

佐々木委員長 これは多分、次期にかかることなので、新しい委員の方にできればやっていただければいいかなと思いますが、いかがでしょうか。仕事の内容については立川委員、何か説明ありましたら。

立川委員 代議員とか監事とかは聞いたこともございませんので、今のところわかりません。委員部会のほうは大体月に1回やっています、研修会があれば研修会とあわせてやってもらっていますので、大体12回という感じですが。委員部会のほうも4月に変更される市が多いので、うちは9月が本当は普通なんです、私もぜひ4月から交代いただければというふうに要望しているところでございます。

佐々木委員長 はい、わかりました。よろしいでしょうか。4月からの交代、どうで

山田委員 　　すか、山田委員は今やられて。
 山田委員 　　あと、今の代議員というのは、総会があるので、そのときだけ出る人
 小島委員 　　代議員という肩書ではなくて、総会のときに出る2名を代議員。
 山田委員 　　あと、監査のほうは、私、経験がないのでわかりません。
 佐々木委員長 　　それじゃ、いかがでしょうか。まず、部会委員のほうは、月1回程
 　　　　　　　　度の会議に参加していただくということですね。いかがでしょうか。多
 　　　　　　　　分都合の悪いこともあると思いますので、そのときには前任の立川委員
 　　　　　　　　にたまに行っていていただくということもあるかと思ひますし、必ずその人
 　　　　　　　　が全部出なきゃならないということでもないかなど。仕事もあれば、い
 　　　　　　　　ろいろ家庭の事情もありますので、全て1人でというのも難しいかとい
 　　　　　　　　うふうに思っています。
 立川委員 　　10時ぐらいからの開催が多いですね。
 山田委員 　　次の開催地は、どこでしたか。
 佐々木委員長 　　西東京市ですね。
 山崎庶務係長 　　西東京市さんをご担当で、会場は柳沢公民館です。
 佐々木委員長 　　いかがでしょうか。
 立川委員 　　今月はちなみに月曜日にやりますので、もし決まれば一緒いただけ
 　　　　　　　　ばなど。
 佐々木委員長 　　いかがでしょうか。
 亘理委員 　　それでは、私がお引き受けいたしますけれども、口下手なので、後の
 　　　　　　　　報告であるとか、書類をつくることはちょっと難しいかと思ひますが。
 山崎庶務係長 　　今年度の例ですと、毎回の会議録は、各市の委員部会委員が持ち回
 　　　　　　　　りで担当し、国立市の担当職員から翌月に各市に送られてきました。会議
 　　　　　　　　の内容報告はそれを皆さんに事務局からお配りすることで替えられる
 　　　　　　　　と思ひます。出席された委員の方には、とり急ぎ各委員にお知らせ、御
 　　　　　　　　協力やご意見を求めることが必要な時に審議会でご報告いただければ
 　　　　　　　　と思ひます。
 佐々木委員長 　　それでは、月1回とはいえ負担だと思ひますので、あとほかの委員
 　　　　　　　　の方にも協力いただいてやるということで、また委員にお願いするとい
 　　　　　　　　うことで、済みませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありが
 　　　　　　　　うございます。
 立川委員 　　亘理さん、月曜日は時間とれそうですね。
 亘理委員 　　10時ですね。午前中ならあけています。
 立川委員 　　国立です。
 亘理委員 　　この前いらしたところですね。
 佐々木委員長 　　じゃ、代議員のほうは宮澤さん、大津さんにお願ひしてよろしい
 　　　　　　　　ですか。
 宮澤委員 　　総会に出席するだけでよろしいのですか。
 大津委員 　　定期総会に出席するだけの委員ですか。
 大関公民館長 　　定期総会は4月24日なんですが、その1回だけです。
 大津委員 　　4月24日だけでよろしいんですね。
 小島委員 　　そうです。だから、代議員という肩書ですが、小金井市の公運審委員
 　　　　　　　　から代表して出席する委員のことですね。
 大津委員 　　24日なら大丈夫です。わかりました。
 佐々木委員長 　　それでは、監査は、立川委員でよろしいですか。

大関公民館長	監査業務自体は、年に1回だけです。
立川委員	そのぐらひは時間とれると思います。平日がなかなか厳しいので。
渡辺事業係長	一番お詳しそうです。
立川委員	いえいえ。
山田委員	なんか変な使い道がないかを調べるのです。
立川委員	わかりました。
佐々木委員長	じゃ、済みません、そういうことで。
大津委員	大体どのくらいの時間なんですか。
大関公民館長	午後2時ぐらいから約2時間程度です。
山崎庶務係長	今年は武蔵小金井駅前の市民交流センターで行います。
佐々木委員長	それでは、そういうふうなことでお願いしたいと思います。皆さんに仕事をかなり振ったような気がしますけど。
	では、協議事項はいいでしょうか。さきほど、日程の確認のときに、委員部会の日程がわからないといっていましたか。不定期なんですね。
山崎庶務係長	そのときのメンバーの皆さんのご都合で決めますので。
佐々木委員長	はい、わかりました。それでは、選ばれた委員の方達が集まったときに決められるわけですね、日程は。
山崎庶務係長	そのようです。事務局としては、公運審の定例会議とは重複しないようをお願いしてありますが。
渡辺事業係長	申しわけございません。監査の方も定期総会には出席する形になります。
佐々木委員長	ああ、そうですか。それは代議員とは別ですか。
山崎庶務係長	24年度の定期総会では、新年度の役員の紹介の中で、監査の方は監事という肩書で紹介されました。名前の紹介のときにお顔を見ていただくだけでしたので、中には欠席されていた方もいらっしゃいました。ですから、平成25年度定期総会には、ご無理がなければ、様子もわかりますので、出席していただければと思います。平成26年度の定期総会（平成26年4月）の際には、決算調書を監査していただいた際の監査報告がありますので、そこでは、監査結果の口頭報告を書類を参照しながらしていただくので、必ずご出席が必要になります。
立川委員	4月24日は何時からですか。
大関公民館長	2時ぐらいから一応予定しています。市民交流センター小ホールです。
立川委員	あんな大きいところでやるんですね。150人ぐらい入るところですね。
3 審議事項	
(1) 公民館事業の計画について	
佐々木委員長	それでは、次に審議事項に移らせていただきますが、最初に公民館事業の計画について。
渡辺事業係長	公民館事業の計画を表にさせていただいておりますので、質問、ご意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。
佐々木委員長	いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
(2) 諮問事項について	
佐々木委員長	特になければ、事業の答申のほうに移らせていただきたいと思います。十分時間をとってということをお願いしながら、なかなか時間が十分とれ

ないということもあるのですが、今後のスケジュールを確認しておきたいと思います。5月に一応この審議会であらあらでも原案を提示しなければならないということですので、検討できるのは今回と次回、3月と4月でいろいろやりとりをしていくということを考えております。その後、5月に原案を提示して、そこでご意見をいただいて修正をして、7月に承認というか、微調整があればそこでまた微調整という形になるかと思っております。

原案の作成ですが、だれがやるかということも決めていかなければならないと思っております。できれば次の回には項目が示せるかどうかですね。どういった項目を答申に載せるかとか、その辺だけでも示して、5月に案をつくるという感じかなと思っております。その辺も含めて、今回と次回が実質的に練る最後の期間になると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、きょうの審議内容ですが、1つは、この間、事務局からかなり苦勞してつくっていただきましたA3の公民館の運営形態と各タイプのメリット・デメリットですね。おそらくこの内容が答申の核になるかと思っておりますので、我々は運営形態をどういうふうに評価するかということだと思っておりますので、これについて事務局等への質疑応答になるかと思っておりますけれども、これはどうなんだ、これはどうなんだというところで皆さんのほうでご理解いただいたり、それからもう一つ、藤井委員のほうで事務局に質問を出してございまして、私のほうでいただいているのは、藤井委員から児童館の運営を事業委託型に導入した経緯やプロセスについて教えてほしいと。そのときの契機とかキーワードはありましたかといった質問が2つ目。3つ目が市民への説明会や意見を聞く会の開催はありましたか。4つ目は、開催されたとすれば、その内容はどんなものでしたかと。5つ目は審査方法はどうでしたかと。プレゼンにはこの審議会の委員の加入はありましたかと。そういった質問について出されて、それを受けてきょうこの資料を提供いただいたというふうになっております。

大関公民館長

藤井委員の質問に対して、口頭で説明をさせていただきたいと思っております。

まず、5つの質問をいただいておりますので、1つ目、児童館の運営を事業委託型に導入した経緯やプロセスはということでございます。これは児童館のほうにちょっと伺いましたところ、児童館は今4館ありまして、そのうち平成18年に1館だけ委託をしているのですが、委託をするに当たってはこれまで行ってきた事業などが、例えば指定管理にすると、ちょっと変わってしまうことにもなりかねないので、他館との整合性を図るためということで、事業の委託をしたと聞いております。

2番目、そのときの契機やキーワードはありましたかということですが、まさしくここの答申書の11ページに、民間活力の導入と公設民営化についての提言というのを児童館の運営審議会からいただいておりますので、これを尊重してということで、2番目のお答えとさせていただきます。

3番目、市民への説明会や意見を聞く会の開催はということで、こちらは2回行ったということでございます。

意見を聞く会の質問内容や、それについての回答はということなんで

すけれども、聞くところによると、文書保存年限が過ぎていて、廃棄を
してしまっているの、こちらについては残っていないという回答をい
ただきました。

最後に審査方法。書類審査はということで、プレゼンは審査メンバ
ーに審議会委員の加入はということでございます。こちらについては児童
館の運営についてということで、2枚つづりのこれの写しを出させてい
ただきましたけれども、一番上にありますように、プロポーザル方式で
事業者を募集しております。その選考に当たっては、児童館運営審議会
の方1名が選出されまして、加わったというお話を聞いています。

質問に対する回答は以上でございます。

小島委員

今の回答に対して質問なんですが、選考委員会を設置されたんですが、
これは一応形としては市役所側の中ですつづつたわけですよね。そこに先
ほど言った審議会委員が1名入ったという形でしょうか。

大関公民館長

細かく聞いてないので、おそらくそういう形だと思います。うちも貫
井北町における選考委員会というのを設けてやったときには、学識経験
者を2名入れたりとか、市の内部の職員も入ったりとか、審議会の委員
さんも入れたりとかいうこともやりましたので、多分同様な形で行って
いると思います。

小島委員

つまり市民参画があったということですね。

大関公民館長

もちろんそうですね。

佐々木委員長

いかがでしょうか。現在、東児童館の業務委託をしているわけですけ
れども、この内容も参考になると思いますので。

プロポーザル方式というのは公募とは違うということですよ。

大関公民館長

多分公募型プロポーザル方式です。

佐々木委員長

公募型プロポーザル。プロポーザルというのは提案。

小島委員

手を挙げる。

佐々木委員長

結局、こういった企画ができますよというふうに応募者のほうで提案
をしてということですね。

大関公民館長

はい。何社か呼んできて、選考委員会の方達に企画提案を発表する
ということですよ。

佐々木委員長

プレゼンをして。

小島委員

ちょっと細かい質問で恐縮なんですが、例えば隣の国分寺市なんかは
プレゼンテーションを市民公開していますよね。このときはそれはなか
ったんですか。

大関公民館長

ないですね。

小島委員

わかりました。

これ、事前に読ませていただいたんですが、しっかりと応募の制限な
んかもあるんですね。2枚のうちの38ページと書いてあるほう。だか
ら、どんな団体も応募できるわけではないですね、応募の制限があつて。
当然応募の条件もありますよね。

佐々木委員長

業務委託という場合は、大体こういうふうな手続で進むということに
なるわけですね。

大関公民館長

そうですね。

佐々木委員長

だから、職員の配置とかなんかにも、こういった資格を持った人とか、
そういう条件をつけて行えるということですね。

いかがでしょうか。現在、こういう形で業務委託が行われていて、お

そらくこのAの事業委託型というのを採用すると、こういう手続で進んでいくということになりますよね。

それじゃ、A3の紙のほうに移って、皆さんにまずこれをしっかり理解していただいて、どういった方法がいいのか、悪いのかとか、こういう場合はどうなんだとか、それをまず今回は、多分三、四回かもしれませんけれども、疑問等があれば解消していただきたいと思っています。これはどういうことなのか。

小島委員

今、委員長がおっしゃられた考察に入る前に、私、実はこの諮問を受けたときからずっと気になっていたことがあるんです。職員さんからもちょっと聞いたことがあるんですけども、現在、公民館本館が入っています福祉会館は、ご存じと思うんですけども、かなり老朽化が激しいし、耐震化もしなきゃいけないし、耐震化はバリアフリー化につながるものなので、建てかえなければならぬ。そうすると、建てかえる場合、借地だからというんじゃないで、容積が建ぺい率の関係でかなり少なくなるということは多々聞いておまして、これを考えるときに鳥瞰図的というか、俯瞰から少し見ていかないと本館機能の行方はどこにいつてしまうんだらうということを考えないで、諮問自体はシンプルで、市民協働の観点からということで別に問題はないと思うんですけども、そういったことを考えながら決めていかなくていいんだらうかという疑問が、実は昨年9月に諮問を受けたときから、公民館って箱ものがつきものなので、私はそのところがすごく気になっていたんです。

それにプラスして、こんなことは本当は質問しちゃいけないのかもしれないんですけども、2月15日の市議会本会議で、某議員さんが公民館の充実と予算削減についての質問をなされまして、大関館長のお答えは大変ノーマルで、安心して聞いていただけるものだったんですが、市長さんが、ちょっと簡単に読み上げますと、「教育委員会の範疇であろうかなと思いますが、総合調整ということで私の考え方を述べさせていただきます。公民館の果たしてきた役割は非常に大きいなと思っています。現在もそういう状況にあるかなと思っています。公民館の事業をやるとすれば、それはきちんと充実させてやっていくというのが基本であります。しかし、市民協働ということになっていくと、いつまでも公民館活動なんだらうかという疑問も持っております。コミュニティセンター等々でもう市民の方々も自主的な運営が十分できる状況にあるだらうという考え方を持っております。お仕着せではなく、市民協働の中でコミセンのような形で他の地域は先に進んでいるのかと思っています。そういうことで、私は市民にこの事業をお任せすることも考えていく必要があるのだと思います」というふうに述べられております。

そういう箱ものが建ったりなくなったりする中で、一体公民館の行方はどういうふうになってしまうのだらうかと一市民として非常に気にかけているんです。大関館長が答弁されたことは非常にシンプルで、当然のことだと思うんですけども、公民館行政を鳥瞰図的にある程度見ていかないと、木を見て森を見てないという感じが私個人には非常にありまして、今、多分お答えが難しくくてできないんだらうと思うんですけども、私たちがどういう気持ちで臨んだらいいかぐらいはぜひ館長から聞かせていただければと思うんですが。

大関公民館長

市長の答弁の主旨はわかりませんが、現時点では、私個人的に

はコミュニティセンターといった考えはないということは申し上げておきます。

ただ、これはこれまでも何回も言わせていただきましたけれども、行政運営というのは、当然、昔は行政の職員がやってきたけれども、これからは市民団体とか、市民とか、NPOとか、いろいろな皆様のご協力をいただきながら行政運営をしていかなければいけないんじゃないかということが今よく言われていて、市で出している基本構想というのでも市民協働、公民連携で行政運営を今後やっていくんだということはどうなっています。だから、市民サービスのことで何でもですけども、市におけるそういった事業を行政の職員だけで勝手にやるのではなくて、ちゃんと市民の声を入れたり、さまざまな人の声を入れて市を運営していくんだということだと思えます。

そういったことで多分市長は市民協働ということで、説明されたのではないかと考えています。

小島委員 建物が減ったり建ったりするということは、ある程度決まっていますか。

大関公民館長 これも前回言いましたけれども、今後40年間に今ある建物を維持していくためには970億円ぐらいかかるんです。とてもじゃないけど、これからの状況を考えると、なかなか難しいというのが施設白書でうたわれております。じゃ、どうするのかということになりますと、例えば統廃合できるものは統廃合するとか、複合施設にできるものは複合施設とか、さまざまな形を考えなければいけないのかなど。これから具体的にどうなるかという、この先の話はまだ決まっていませんけれども、そういったことも考えなければいけないのかなどということはありません。

先ほど福祉会館の話がありました。ご紹介いただいたとおり、建てかえる予定でいて、昔の建築基準法とは今変わってきておりますので、3分の2しか建たないんです。そうすると、どこかの機能は出ていかざるを得ないというのが正直な話で、じゃ、どこが出ていくのかというと、それはまだ具体的には決まっていませんけれども、私個人的には公民館がもしかしたら出ていく可能性はあるのではないかと考えております。ただ、もし仮にそういうことであっても、私のほうでどこか代替地で公民館が運営できることをちゃんと確保してくださいという申し出は、もう何度もさせていただいております。今言えるのはそのような状況です。

佐々木委員長 それは随分思いきって答えていただいたなと思っていますけど。

小島委員 本当にありがとうございます。でも、投げかけないと、私のほうでもどういう方向性を持っていったらいいのかわからなかったの。公民館が1つなくなるだけで随分変わってきて、例えば貫井北町は図書館と併設ですけども、そこに図書館も公民館も本館機能を持っていくとか、そういうのも出てきちゃうので、それで心配していたんですけど。

佐々木委員長 今後の予定は、貫井北町の運営とかなんかには影響がないわけではない。

大関公民館長 貫井北町については、本館機能を持っていくということはありません。
宮澤委員 ちょっと1ついいですか。私、この審議会に入る前の、それこそ本町分館を利用している身の時なんですけども、今の考えのとおりで、単純なんですけども、一市民として、一主婦といたしまして、あそこ

がなくなる、北町センターが建つという段階のときに、本館の全員が全部移る機能だとばかり思っていたんです、最初できるとき。本当にそういう安易な考えでいたんですけれども、やはりこういう考えの方いらっしゃると思うんですよね。公民館は本館のものが全部移るんじゃないかなっていう人は、多分私だけじゃなかったと思うんです。ここに入ってすぐわかりましたけれども、多分いらっしゃると思います。

大関公民館長

大変ご心配をおかけしました。貫井北町には本館機能は持っていきません。今、福祉会館についても、まだ公民館が出ていくともまだ何も決まっていらないんです。3分の2でもいろいろな機能を縮小して、もしかしたら詰め込む可能性も否定できないですし、まだ決まっております。

小島委員

詰め込むという。

大関公民館長

詰め込むという可能性も残っていますし、だからまだ決まってないというのが現実です。

小島委員

今、キーワードになっております市民協働なんですけど、私なりに時間がない中、時間をつくっていろいろ勉強会とかに出させていただいて、この間も小金井NPO法人連絡会が主催した茅ヶ崎市の市民協働の事例も渡辺係長と一緒に聞かせていただいたりしているんです。

だけど、市民協働の考え方というのがすごく大事だということはわかるんですけれども、小金井市の公民館は他市と違って企画実行委員制度というのがあって、準備会というのがあって、協働とは言い切れないけれども、かなり市民参画の色の濃い形態で現在とり行われていて、要するに市の財政といいますか、歳入歳出のことを考えていくと、スリム化していかなきゃならないんですけれども、行革大綱なんかではっきり明確にうたってあるのは、たしか公民館の正職員を3名減らすみたいなことが書いてありますよね。そういう形でしていけば、選択肢の一つとして直営型というのもなくはないなって思っているんです。直営型なんだけれども、市民参画型で、それを非常に肉づけする形で市民協働みたいな形に変化させていくという方向性もなくはないのかなというふうに個人的には思っております。

市民協働は本当によく勉強しないと、非常にナーバスな問題もはらんでいまして、この間NPO連絡会で茅ヶ崎を呼んだときに印象的だったのは、一緒に組みたい部署を指名できるということとプレゼンテーションが公開だということと、それと市民と行政がまさに対等に、互いの強みを生かし、目標を一致させながら、自治と真の行革を透明性のもとに進めている。つまり、契約書ではなくて協定書というのをつくっていて、協定を結んでいるという形でございます。

だから、まだ考えはまとまってないんですけれども、市民協働という考えで行くなら、NPOのためのNPOともいえる中間支援組織が存在することも大切かと思っています。

立川委員

公民館の事業って非常に難しく特殊だと思うんですが、事業委託とか、指定管理とか、そういう事例は世間では結構あるんでしょうか。受けられる能力のある民間とかあるんでしょうか、第一に。なければ、これを選択肢の中に入れること自体が無意味かなと思うんですけど。

大関公民館長

ないことはなくて、都内は今あまりないんです。平成15年に法律で指定管理制度というのが入ってきたんですが、それ以降、徐々に各地方

なんかは指定管理者制度を入れたり、業務委託をしったりはしています。前にも言いましたけれども、藤沢のほうに行ってきた、NPOが図書館を運営していたりしています。

立川委員
大関公民館長

図書館はできるような気がするんですけどね。

たまたま公民館はどうなんですかと聞いたときにも、NPOという登録はしてないけれども、任意のNPO団体と市民ボランティアさんとか、町会・自治会とか入って公民館を運営しているというお話を聞きました。

山田委員

前に配られたんだと思うのですがけれども、全国公民館連合会社会教育調査より引用という資料をもらいましたね。それで、全国で1万5,943のうち、指定管理者は民法第34条の法定が225件、会社がやっているのが37件、NPOは20件、その他が939件となっていて、全国的に見ると結構ありますよね。東京都の場合はみんな横棒になっていますから、無いのかと思います。

佐々木委員長

さっきの立川さんの質問に関連して、NPO設立の準委託型のメリットのところ、NPO設立過程から市民協働で計画を進めることから、教育方針に沿った事業展開が期待できるというのがあるんですが、NPO設立過程から市民協働で計画を進めると。この辺のイメージというのはどういうことなんですか。つまり、受け皿であるNPOづくりにも市民と行政がかかわっていくということですか。

渡辺事業係長

今の立川委員の質問とも関連するんですが、公民館の場合、一般の民間の事業者が少ないというのはまさにそのあたりのお話で、教育のあり方というのは市の自治体の独自の権限ですので、その方針とかかわり合いのないものをどんどん進めるというわけには当然いかないんですけども、今のお話でいえば、協定書をつくるという意味ですね。

そこから入りますので、行政のほうが一方的につくることもありませんし、一方的に全部お任せしちゃうということもございませんので、まずだれがという前に、どういう協定書をつくるかということから市民協働が始まって、もっと進んでいきますと、NPOをつくるところから一緒にやって、行政でやりましょうという形は当然あるわけです。そうしますと、従来、非常に弱いと言われていた教育方針があるのに、それと逸脱したことをどんどんやられてしまうというところは、このところで既にチェックする。そういう意味でございます。

ですから、2つの方法があるということで、協定書をつくるところで一緒にかかわる法人と、そもそもNPO法人がつくるというものです。ただ、そうしますと、公募型にはならないわけですね、当然ながら。つくったけれども、一般の公募をしますということには当然ならないわけで、随意契約のような形でNPO団体が一緒にやっていく。当然そういうセットになってくるとは思われますが、そういうことを想定しているということでございます。

佐々木委員長

最初の協定書づくりから進めるというイメージがちょっとわからなかったんですけども、NPOは例えば市民とか行政が協働でこんなNPOをつくってみませんかという働きかけとか何かして、今までやってきたもののいいところを残して、まだもっと発展できるようにするにはどうしたらいいとか相談しながら、行政のかわりができるようなNPOを立ち上げていくといったイメージはできるんですけども、協定書を

渡辺事業係長	<p>つくる中でというのはどういうあれですか。ちょっとイメージがわからない。</p> <p>前者のほうが一番わかりやすいと思うんです。一緒につくっていくというのは、まさに行政としては当然かわり合いますし、小金井の場合ですと、まさに協働をやる場合のお手伝いをしますよという小金井市市民協働支援準備室がもう立ち上がっているんです。ですから、ノウハウをお持ちですので働きかけて、そこに今度NPOの方も集まって、一緒に立ち上げていくというイメージでございます。その中で協定書も一緒につくっていくということです。</p>
佐々木委員長	<p>そうすると、協定書づくりとNPOづくりは2つのタイプがあるとおっしゃいましたけれども、別々にやるわけじゃなくて、1つの中に2つの要素があるということですか。</p>
渡辺事業係長	<p>いや、2つあると思います。一緒にNPOをつくる場合と、そういう協定書だけにつくって、公募する場合とございます。ここに書いたのは一緒につくっていくということ。</p>
佐々木委員長 藤井副委員長	<p>前者は公募型になるわけですね。</p> <p>協定書をつくるのとNPOをつくるのと同時進行のほうが、作業的にはスムーズにいくんですか。それはどっちとも言えない。協定書をつくと同時にNPOも一緒にやっていくということは、協定書の土台づくりとNPOのグループも一緒にやっていくわけでしょ。そう理解していいわけですね。そのほうが作業というのか、結果を見れば、そっちのほうがかなり早い段階から意思の疎通ができていますので、つくる側としては一番スムーズにはいきそうですよね。だから、そういうNPOを例えばもうちょっと前へ進めて、公民館運営をやりたいNPOがもしあれば一緒に協定書をつくって、前へ進んでいってもいいんだろうし、その辺がちょっと僕のイメージがわいてこないんですけど。</p>
渡辺事業係長	<p>どっちがスムーズにいくのかといたら非常に微妙な問題でありまして、多分作業的には行政の中でつくっちゃうというのが一番早いと思います。ところが、問題なのは、こういうものというのは人間的な理解とか、成長とか、参加される方のお互いの信頼関係とかが非常に影響してきますので、そういう意味では一見遅いように見えても、一緒に協定づくりをしたりとか、そういうプロセスを共有するということが実は早道であるという場合もございますので、単純にはどちらが早いということとはなかなか申し上げられない問題かなと。</p>
藤井副委員長	<p>そうすると、そのシステムをとるときには、完全なNPOはでき上がらなくても、NPOの芽というんか、NPOをつくりたいなという機運を持った人間が複数ぐらいはおらないとそういう作業はできませんよね。</p>
渡辺事業係長 藤井副委員長	<p>そうです。</p> <p>車の両輪じゃないけれども、それがうまく進めていければ一番理想的なんだけれども、話を聞いていると、そういうNPOをつくりたいなというメンバーというか、グループみたいなものが公民館の方々の頭の中にちょっとあって、あれと一緒にやればうまくいけそうだなという雰囲気なんですか。</p>
渡辺事業係長 大関公民館長	<p>そうですね。</p> <p>先ほど立川委員から言われたように、公民館の事業とかはなかなか難</p>

しいわけですね。いろいろなNPOが立ち上がっている中で、公民館運営をやってもらえないかといっても、なかなかできるようなNPOっておそらくないんじゃないのかなと思っています。じゃ、どうするかというと、やはり行政主導である程度社会教育に強い方の人選から始めてやらざるを得ないと考えております。ですから、当然そういったものの積み重ねで、行政が主導というものでNPOを立ち上げてやっていくような形になるのではないかと思います。

藤井副委員長

そうすると、それが一番理想的だと考えるとなれば、館長の口からは言えないかもしれないですけども、どこかにそういうNPOの芽があるわけでしょう。まだそういうのは言えませんか。ないこともない。

大関公民館長

ないこともないです。ただ、私個人的には、指定管理のように丸投げはどうかと思いますし、また、民間への委託というのも、前にもお話ししたかもしれませんが、民間って営利目的というのが入るとなると、従業員を安く抑えたいということで、どんな従業員が来るかわからないわけで、果たして社会教育に強い人なのか、ちゃんと専門性を持った人なのかというのはわからないので、そこら辺がちょっと不安であるため、どうかと思います。

藤井副委員長

だけど、そういうのは書類審査である程度チェックできるんですよ。

大関公民館長

ただ、その場はチェックできるかもしれないけれども、委託した後はわからないじゃないですか、そこがちゃんと引き継がれていくのかというのちょっとわからない。

そういうことを総合的に考えると、私は行政主導でそういった社会教育に強かったり、専門性を持った人たちを初めから人選し、委託することであれば、可能性はあるのではないのかなみたいなことは他から比べるとありますね。

藤井副委員長

だけど、一般市民の目から見たら、急にうまくNPOをつくったねと、そういう目で見られないこともないわけでしょう。だから、それをうまくどこかで、コーディネーターみたいな人がいて、ちょっとこれでやっていきましょうかということのできるんなら、協定書づくりとNPOづくりを同じようにスタートさせていって、ある日突然できちゃったという格好になれば一番理想的ですよ。

だから、そのときにどういうふうにもうまいこと軌道に乗せられるのかというのは、確かに頭の中では理解もできるし、いいなとも思うんですけども、何かNPOの種というか、芽というか、そういうものがどこかでかすかなところでも見えないと難しいかなと思うし、ある程度皆さん方の頭の中でそういうものがあるんなら、そういう発言になったんかなとも思えるし。

佐々木委員長

これは私もそう思うんですけども、特にこれから行政が例えば縮小していったりなんかして、結局、指定管理なり、NPOでもいいんだけど、やらせて、結局、行政自体に力がなくなっちゃったときにどうにもなくなる丸投げ状態になるわけなので、もちろん行政にもそういう専門的な人材を、核になるのは絶対置いておくという大前提があって、そういう委託なり、NPOなりがあると思うんです。行政には絶対そういった人材を置くんだという、それをまず。それなしに委託をやっちゃうと、専門家ふういろいろなことを言われちゃって、そのままいってしまうということになると思うので、それをまず確認したほうがい

いんじゃないかなと。数は3人が2人になる、1人になる、いろいろあるかと思いますが、そういった人材をまず行政自身が実力を担保しておくんだという、その上で委託をして、できればそういった人たちにしっかりした専門性を持ってもらう。それがNPOの根拠になっていくと思うんです。

ただ単にいい人がいるからじゃなくて、社会教育を担うような力を持った核になる人材がいるNPOということであれば、だから行政としっかり組んでやっていくんだ、この人たちでなければならぬんだと。ある意味、随意契約とかなんかでもいいと思うんです。

だって、どこにでもそんなスーパーマンみたいな企業ってあるわけじゃないので、その辺の専門性を核にしてそれを養成していくということができれば、また行政の数が減っても、やりとりしながら行政自身が学んでいくこともできますし、お互いに刺激し合いながら質を維持するという方策を担保してほしいなと思うんです。

ここの表は非常によくできていると思ったんですけども、よく考えたなと思って、デメリットのところは必ず全部矢印がついていて、自治体の中に行政的な専門職員を維持できるかとか、行政の側に担当者を配置するか、総合的な調整を行うような条件を、デメリットの下の方の矢印ですね、この辺を確認しながらの事業委託なり何なりというのを考えていく必要があるのかなと。その辺の考え方というか、理屈というのが大事なような気がしますね。でないと、今、藤井さんが言ったように、行政が自分の好きなNPOを勝手に養成して、委託してやらせているみたいな、そんな疑義を受けるのはよくないし、長続きしないと思うんです。そういう意味ではその辺をしっかり整理するような感じでやっていかないとまずいんじゃないかなという気がしますけど。

藤井副委員長

それともう一つ、NPOをつくったときのメンバーの年齢ですよ。これ、もしNPOで決まった場合、そのNPOがある意味10年、20年やっていくわけですよ。NPOの中に若いメンバーを取り込めるのか、採用できるような能力を持ったNPOでないと、スタート時点の五、六年はいいとしても、10年たったら60の方は70ですから、これに若い人が来る公民館をつくれといったって、やっぱりしんどいと思うんですよ、そこは。だから、本当のNPOの理想形みたいなものがあって、若い世代の方がそのNPOに入ってきて、いろいろなノウハウを持った年長者と一緒にになって公民館を運営できるNPOがもしできれば、3年に1回ぐらい世代が変わって行って、ある意味これは全国の最高の公民館の運営の仕方になるような気がするんです。多分公民館の雑誌の人なんかは絶対取材に来ると思います。

神島委員

やっぱりメリット、デメリットとせつかく書いてくださっているんですから、今まさにおっしゃったのは、事業委託型のNPOのデメリットについておっしゃっていると思うんです。ですから、その辺を踏まえながら契約というか、先ほどは協定書の提携とかっておっしゃっておられましたけれども、NPOを設立するに当たって市が関与しながら、一緒になって相談をやって、幾つか設立をしたとしますよね。その選考についてもやっぱり市が絡むわけですから、ぜひ選考をきちっとして、選考した上で一緒に参加してもらって、協働の新しい形の公民館の運営を図るようにできる努力をする。

やってみてもだめということもあると思うんですね。まさしく児童館設立の民間委託についても大変だったと思うんです。私も児童館の運営は何年もやらさせていただいて、参画させていただいていたんですが、民間を入れるということはまず場所をその人たちに提供するわけですから、まず狭くもなりますし、いつもその方たちは使う優先権があるというか、契約したわけですから。そういったことで、今までより児童館は不自由になった部分とかもあるわけですよ。でも、使用する側はそこに委託して子供を育てられたりして、民間委託でよかった、よかったという方もある。その辺の長短について、実際に児童館の職員方に聞いて、どうだったんだろう。実際やって、どこか不自由な部分はなかったかどうか、それで利用する側の市民の団体なんかも本当にそれでよかったんだろうかという一般の声を聞いてみたりするのも一考かなと思うんですが。

佐々木委員長 やっぱりメリット、デメリットはどうしても生じますよね。でも、大変でも、これから先は市の財政もだんだん豊かでなくなるわけですから、いろいろな方法を講じながら上手に利用し合うということは大切なことだと思うんです。よろしく。お互いに協力したいと思います。

11時半までということですので、あと数人のご発言となると思いますが、すけれども、どうぞ残された時間。

先ほど藤井委員の言われたのは本当にもっともだなと思って、NPO自身が若い専門性を持った人材を取り込みながら、NPO自身が力を再生産していけるようなNPOまで育てられれば本当に安心ですよ。俗に若者の雇用の場というふうに言いますが、これは単なる雇用の場じゃなくて、専門性を備えた若い人材を小金井にしっかり確保していけるというのは非常に大きなことだと思いますよね。さっきお伺いして、それも非常に重要な視点だなって。

藤井副委員長 だから、このデメリットがメリットに変わってしまうわけですよ、そこで。

大関公民館長 例えば仮にそういったNPOを市が主導で育てたとして、今、委員長、副委員長が若い世代の元気のある人たちができるようにということをおっしゃっていましたが、当然NPOなんかもこういった場に出てきていただき、相当議論ができると思うんです。だから、審議会委員さんからもNPOの方にそういった方向でどんどん進めていってほしいみたいな助言もおそらくできるんじゃないのかなと。私ももちろんながらそういうことは行っていきたいと思ったり、いろいろな場面で連携できるというふうに考えておりますので、そこら辺は担保できるのかなと思います。

佐々木委員長 ただ、NPOの理事とかなんかに公運審の委員が入るなんていう設定もあり得るんですか。

大関公民館長 もちろんそうです。

佐々木委員長 NPOの運営自体に我々がかかわるということもできるんですか。

大関公民館長 NPOを立ち上げる時は、理事が10人以上いなければならないらしいんです。そうすると、当然ながら公民館関係者の方。先ほど言ったように、人選から始めなければいけないということで、そこが本当に重要なところなんですよ。

佐々木委員長 そこですよ、確かに。

大関公民館長 従業員もそうですけれども、理事も公民館の社会教育の専門性が重要な方になっていただかないと、当然ながら運営ができないと思っていますので。

藤井副委員長 NPOにした場合には、やっぱり研修とトレーニングが一番大事でしょうね。それは一種暴論かもしれませんが、ちょっと僕だれかに話したと思うんだけど、オープンして半年から1年ぐらいは貸し館専用のセンターでいいと思うんです。その間にそこを運営するNPOのメンバーの方々が各館を回って、企画実行委員会に行き傍聴してみたり、講座をやっているときの運営方法を見てみたり、当然センター祭りもあるんでしょう。

だから、そういうのを見てみたり、そういう研修期間は少なくても半年、全部見ようと思えば1年近くかかると思うんですよ。野外研修にも同行して、いろいろなことを研修していかないとね。それで、公民館の5館の方々がずっと見ておられて、これだったらあのNPOに任しても既存の公民館と同じような形で進んでいる、オーケーだとか、この会議もそうですよ。審議会があつたNPOならちゃんとした公民館を運営できると認めた段階で、新しい公民館が今の普通の公民館と同じスタートラインに立つようなこともどこかで考えていったほうが、最終的には市民サービスにとって一番いいような気がするんです。初めから他館と一緒に企画実行委員会をやって、講座を設けてというのは、やっぱりNPOもそうだし、ここがリードしてあげても、実際に最先端で動いてくれるのはNPOのメンバーですから、彼らにもトレーニング研修期間はちょっと長めぐらいにやるほうがよろしいのではというふうにも考えられるんですよ。これはでき上がった段階の話ですけどね。

小島委員 今回の意見なのですが、その意見を聞かされたのは多分私なんです。私はそのとき、ちょっと無言になったんですけども、仕組みがしっかりしてないと、それぞれが自発的な意思がないと、いい方向にいかないんです。今、市民力がそこまであるかっていうと、私はまだその辺が危ういのね。自発的に動いていく、考えていくという市民力がまだ育っていると思えないので、相当いい仕組みがないと、今の藤井委員の発想はちょっと危ないというか、安心して見ていられないことがあるのかなと。市民協働ということで諮問もされましたし、それに沿って言うなら、大関館長が言われたような方法をとっていったほうがいいし、私、さっき皆さんにさらりと流されてしまったんですけども、直営で歳出を少なくするという方法も選択肢の一つにはあるんじゃないかなと思っています。

ただ、今、世の中の流れからいけば、市民協働の道をとっていかなくやならないんでしょうけれども、最近、いろいろなところに顔を出したり、勉強しながら感じているのは、市民協働の意味を正確にとらえている人はすごく少ないです。すごく安易に言葉がひとり歩きしていて、市民協働。それで、文書にもそういう市民協働って書いてしまっていて、私たちはまだそこでもちゃんと勉強してないのに、自発的な方向性で何かの形をつくっていくというのに、そこまで育ってないんじゃないかなっていう気がしないでもないですね。

佐々木委員長 ありがとうございます。

山田委員 今回の話ですけども、市民協働というのは私もよくわからないんです

けれども、例えば公民館の企画実行委員に市民が参加していますよね。ざっくり言っちゃうと、そういうのもそうなのかなと単純には思うんですけども、ちょっと違うのかなと。

あと、それから公民連携というのもちょっと定義がはっきりしないので、そこら辺をもうちょっと勉強しないといけないなと思います。

それと、ちょっと前の話になるんですけども、諮問のほうには市民協働、公民連携による新たな公民館運営についてというのが諮問なんですけれども、それでいろいろな話の中で事業委託とか指定管理が出てくるので、要するにお金がないからというのがバックグラウンドにあるのかなというふうにもちょっと思えるんですけども、ただ、先ほどの公民館長のお話を聞いて、出されたバックグラウンドというのがちょっとわかったような気がしました。だから、このバックグラウンドに事業委託とか指定管理で歳出を抑えるというのが裏にあるのかなという気もしていたんですけども、公民館長のお考えはさっきの話ではそうではないと。要するにこういう市民と一緒にやるというものが最近の傾向というのものもあるし、そういう市民の力を活用したいということが主な目的ということが一応わかりました。

以上です。

神島委員

亙理委員は社協から出ていらっしゃるんですが、私は一般公募でも入らせていただいた。前期は社協のほうから参加させていただいて、社協も五、六年前から市民協働型ということで動きはやっているんです。でも、実際は市民協働といっても、具体的にはほとんど前と変わらない活動をしながらやっているという状況で、ほとんど団体も増えてもないし、減ってもないし、同じ人が同じように努力をしながら、新しい方向性に向かって活動しているというところが現状だと思うんです。したがって、協働で何かをする以上は役所側も腹を据えて、このためにはやらなきゃいけないというのがないと、公民館の運営をNPOを立ててやるというのは、なかなか大変なことだと思う。今おっしゃったように危険が伴う。

ですから、やるかやらないかのまず腹を決めないと、方向性はきちっと出ないと私は思うんです。社協でさえも、あんな大きな所帯を持っていても、一緒にやろう、やろうといっても出てこないというのが現状だと思っておりますので、やるんならそれなりに頑張ってNPOを立ち上げるための団体をつくるとかいうことに全力を注ぐような気持ちでやって、市民協働の公民館ができるのではないかと思います。

以上です。

佐々木委員長

ありがとうございました。

時間が来ましたので。時間も30分オーバーしていて、施設の利用制限も30分まででしたので、これで終わりにしたいと思います。

きょういろいろな意見が出ました。直営型を考えてもいいんじゃないかという話も出ましたし、それからNPOですね。デメリットをメリットに変えるような何か方策がないのかという話もありましたし、それから市民協働はちょっと概念があいまいでわかりにくいと。この場合は単なる市民参加じゃなくて、経営に市民が参加するという意味の市民協働なので、一般的な意味じゃなくて、もっと現実の意味だと思いますので、そういったご提案もありました。

それでは、次回は最後の議論になると思いますし、あとだれが原案を作成するかということも含めて話をさせていただきたいということでよろしいでしょうか。

きょうの議題は以上ですね。事務局のほうから何かありますか。よろしいですか。

どうもありがとうございました。またお願いします。

大関公民館長

ありがとうございました。